

お客様紹介

メイジョーソース株式会社 様

(ISO 9001:2015認証登録)

〔取材者〕 審査員 美濃 英雄
Hideo Mino

メイジョーソース様は、1951年に兵庫県姫路市で創業、その後業容拡大で現在の揖保郡太子町に移転されました。1960年に、世界文化遺産に登録されている天下の名城、国宝姫路城にあやかっ、社名を「名城ソース」に変更され、さらに、1997年に、より幅広い地域・世代への認知拡大のため、カタカナ表記へ変更されました。商標は漢字表記も維持されています。

顧客要求に迅速に対応できる品質管理体制のシステム構築を目的に、2010年、ISO 9001 (認証範囲:ソース、乾燥食品の設計・開発ならびに製造)を認証取得されました。審査では、同社の強みとして、「主力商品以外のゴマふりかけの製造販売を開始し、業績の向上につなげていること。顧客からの要望により、乾燥食品の商品販売拡大に向けて取り組んでいること。また、永年積み重ねた技術力、開発力を保持し、高品質な食品品目の増加・製品容量の多様化など、さまざまな食品開発を支えていること」などがあげられていました。

同社のお好み・とんかつ・ウスター・焼そば等々多様なソースは、



味を守り続けている職人の皆さん

地元兵庫播州のご家庭でよく使われ、愛されている商品です。お好みソースのパイオニアメーカーといわれる



多彩な商品

メイジョーソース様は、これからも真のニーズに対応した、香りの文化に貢献すべく、新しいライフスタイルの創造に向けて、研究・開発を続けていかれるとのことで、さらなる発展に期待です。



初期の商品看板

<http://www.meijo-sauce.co.jp/>

連載
よみもの

審査員の心理

第36回 (環境編)

「運用管理(2)」

環境主任審査員 大村 敏夫

Toshio Omura

規格の“8.1 運用の計画及び管理”は、環境管理の実務活動に直結した重要な要求事項になります。2015年版以前の版の規格の附属書にはISO 14001とISO 9001の対比表がありました。直近の旧版であるISO 9001:2008の附属書A“表A.2 ISO 14001:2004とISO 9001:2008との対比表”にて、ISO 14001の“4.4.6運用管理”(2015年版では8.1項)は、ISO 9001の“7. 製品実現”(2015年版では8章)の全ての箇条に対応するとされていました。ISO 9001の8章は、営業、設計・開発、調達、製造・サービスの提供、検査、出荷などの直接部門のプロセスに関する要求事項です。

環境管理の運用プロセスについては、組織により様々な管理体制がとられています。工場などでは、環境管理を専業とする

部署が設けられていることもあります。製造部門の業務に環境管理が含まれている組織、総務部門などが全社の共通設備などの管理を担当していることもあります。また、特定の部門に限定されない、全従業員で取り組む環境管理活動は殆どの組織に存在するはずで

ISO 9001の8章は箇条8.1~8.7と多くの要求事項が規定されているのに対して、ISO 14001の8.1は1箇条のみですが、その要求事項は組織が具体化するものと解釈しています。規格には、「6.1及び6.2で特定した取組みを実施するため」と規定していますが、6.1は“リスク及び機会への取組み”、6.2は“環境目標”であり、ここで計画された“取組み”や“改善活動”を実施することが箇条8.1の要求事項です。“取組み”には維持管理活動も含まれます。組織の環境側面からの影響の質や量、順守義務等は組織毎に異なり、それぞれの組織の状況に応じた管理が特定・実施されていることが重要となります。

部門毎の審査では、まずは、その部門の業務内容や環境管理での責任範囲、他部門との役割分担などからお聞きし、部門に関連する環境側面の管理状況を確認しています。